⑤第二号加入者であって、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第５号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								